

平成 1 9 年

高松市教育委員会 3 月定例会

会議録（抄本）

3月29日（木）開会

3月29日（木）閉会

出席委員			
委員長	幡	慶	一
委員	馬	場	和子
	辻	紘	一
	岡	義	博
教育長	横	田	淳一
欠席委員			
委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林	昇	
文化部長	馬	場	朋美
教育部次長 総務課長事務取扱	松	木	健吉
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川	崎	正視
新設統合校整備室長	山	口	良士
学校教育課長	上	原	直行
市民スポーツ課長	熊	野	正樹
高松第一高等学校事務長	植	地	博之
菊池寛記念館副館長	平	田	順彦
総務課長補佐	白	井	健司
総務課総務係長	佐	々	木啓明
会議録署名委員	馬場和子		
事務局担当書記	谷本泰洋		

【特記事項】 傍聴人なし

## 議 事 日 程（ 3 月 定 例 会 ）

- 日程第 1 2 月定例会会議録承認について
- 日程第 2 議案第25号 平成 1 9 年度高松市の教育基本方針について
- 日程第 3 議案第26号 高松市体育指導委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第27号 高松市文化財の指定について
- 日程第 5 議案第28号 菊池寛記念館名誉館長の委嘱について
- 日程第 6 報告事項
- 1 平成 1 9 年度教育委員会関係当初予算等の概要について
  - 2 平成 1 9 年第 1 回高松市議会定例会について
  - 3 新設統合第一小・中学校（仮称）の校訓について
  - 4 平成 1 8 年度高松市高等学校等入学準備金貸付および平成 1 9 年度高松市奨学生の選考について
  - 5 平成 1 9 年度管理の重点・指導の重点について
  - 6 高松第一高等学校耐震化計画（案）について
  - 7 市民文化センター「子育て集会室・子育て談話室」の開設について
- 日程第 7 議案第29号 高松市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第 8 議案第30号 高松市教育委員会事務局規程等の一部改正について
- 日程第 9 議案第31号 高松市教育委員会職員採用及び吏員任用試験規程の一部改正について
- 日程第10 議案第 4 号 新設統合第一小・中学校（仮称）の校名および愛称について
- 日程第11 質疑事項

【平成19年3月29日(木) 議 事 内 容】

---

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に馬場委員を指名。

日程第1 2月定例会会議録承認について

委員長が、2月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

日程第2 議案第25号

議案第25号 「平成19年度高松市の教育基本方針について」

教育部次長から、平成19年度高松市の教育基本方針および教育基本方針に掲げた目標を達成するための教育行政の重点施策について説明。

< 質疑 >

委 員 4月16日に開催される園長・校長研修会で、教育基本方針と教育行政の重点施策の説明を行うということですが、その研修会では、本日の定例会と同じ資料を配布するのでしょうか。

教育部次長 同じものを配布します。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

日程第3 議案第26号

議案第26号 「高松市体育指導委員の委嘱について」

市民スポーツ課長から、平成19年4月1日付けで、男木校区および牟礼南校区選出の体育指導委員を委嘱することについて説明。

( 発言する者なし )

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

日程第4 議案第27号

議案第27号 「高松市文化財の指定について」

文化部次長から、高松市文化財保護審議会へ諮問した「剣銘 則國」について、「高松市の文化財として指定することが適当である。」との答申を受けたことにより、高松市の文化財として指定を行うことについて説明。

< 質疑 >

委員 文化財としての指定を受けることによって、いろいろな制約を受けるということですが、どのようなものがあるのでしょうか。

文化部次長 移動、売却等を行うには、所定の手続きが必要になってきます。しかし、今回の所有者は、売却を行うことなどは考えておらず、将来にわたって大事にしていきたいと思っていच्छいます。また、建造物などの場合は制約も多く、修理工等の維持に関することでも相談していただく必要があります。

委員 今回、議案として上がっている品物は刀剣ですが、刀を研ぐ場合にも手続きが必要になってくるのでしょうか。

文化部次長 そこまでは、要求しないと思います。

委員 今回の品物に限らず、このような文化財が正常に管理されているか、年1回程度、確認する機会などは設けられているのでしょうか。

文化部次長 調査員のような制度があり、状態の確認は行っています。今回のように個人が所有しているものに比べ、地域の自治会等が所有している場合の方が、管理が難しくなっている部分があります。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

日程第5 議案第28号

議案第28号 「菊池寛記念館名誉館長の委嘱について」

菊池寛記念館副館長から、菊池秀樹名誉館長の辞任に伴い、平成19年4月1日付けで後任の名誉館長を菊池夏樹氏に委嘱することについて説明。

< 質疑 >

教 育 長     どのくらいの期間、菊池英樹氏が、名誉館長を務められていたかを説明してください。

菊池寛記念館副館長     菊池英樹氏は、平成4年11月3日の菊池寛記念館のオープン時から名誉館長を務められていますので、平成19年3月31日に解嘱されるまでの約14年半という期間、名誉館長を務められたこととなります。

教 育 長     菊池英樹氏に感謝状を贈呈することも、併せて説明してください。

菊池寛記念館副館長     名誉館長として、このように長い期間を委嘱していた間に、文学展のオープニング式典や香川菊池寛賞の贈呈式などにも、東京から高松にお越しいただくなど、本市の文化行政に多大な貢献をしていただいたことから、高松市長名で感謝状の贈呈を行うことにしています。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

---

## 日程第6 報告事項

### 報告事項1 「平成19年度教育委員会関係当初予算等の概要について」

教育部長および文化部長から、平成19年度教育委員会関係当初予算等の概要について説明。

< 質疑 >

委 員     配布資料に不登校対策事業費として、自宅学習支援教育用システム導入について書かれていますが、具体的にどのようなものでしょうか。

学校教育課長     教育文化研究所が所管する事業ですが、不登校の児童・生徒がインターネットを通じて提示された教材を利用して、自宅でも学習できるようなシステムです。

委員 自宅にパソコンが無い場合、どうすればいいのでしょうか。

学校教育課長 そのような場合、このシステムでの対応は難しい面があります。

委員 パソコンを配布することまでは難しいと思いますが、先生が自宅に訪問して勉強を教えることもあるのでしょうか。

学校教育課長 現在でも、担任が家庭訪問し、不登校の児童・生徒に対して学習支援を行っていますが、それでもカバーしきれない部分を、このようなシステムを使って支援することになります。

委員 担任の先生も、日中は学校で授業を行っているわけですから、空いている時間に家庭訪問をするといっても難しいのではないのでしょうか。

学校教育課長 空いている時間ということで、放課後等になると思います。

委員 そのような時間帯まで、先生が家庭を訪問し、授業のようなことをしているのでしょうか。

学校教育課長 そういうことをカバーする目的で、パソコンを使って情報交換を行い、いろいろな課題を与えることで、学習支援を行っていくものです。

委員 何人ぐらいの児童・生徒を対象としているのでしょうか。

学校教育課長 全ての不登校の児童・生徒を対象としているわけではなく、パソコンが自宅にある児童・生徒の希望に応じて対応することになります。

委員 いじめ等対策事業費についてですが、「12学級以上の公立学校(市内35校)にスクールカウンセラー配置」と記載されていますが、12学級を下回る学校には、全く配置されないということでしょうか。

学校教育課長 拠点的な学校に対する配置という意味での基準でありますので、12学級を下回る学校にも、要望に応じて派遣することは可能です。

委員 これは、小・中学校を問わず、12学級以上の学校に配置するということでしょうか。

学校教育課長 中学校は、ほとんどの学校に配置しておりますので、小学校に対して19年度から新たに配置するものです。

委員 先ほどの自宅学習支援教育用システムに関連することですが、学校に行って勉強したいのに、いじめにあって行くことができなくなった不登校の子どもには良いシステムかもしれませんね。

教育長 不登校の対策については、高松市としても非常に重要な課題であるという

認識のもと、現在の施設のような状態で、続けていくのが良いのか検討しなければならないという課題があります。新設統合校によってできる学校跡地利用の問題もあり、いろいろな跡地利用を検討する中で、不登校の児童・生徒の教育のあり方についても検討していく必要があると考えており、きちんとした対応をしていかなければならないと思っています。

委員　ここで配置されるスクールカウンセラーは、配置された学校に専属というわけではなく、何校か担当するようになるのでしょうか。

学校教育課長　一つの学校だけに常駐するというのではなく、一人のカウンセラーが何校か担当する形になると思います。

委員　例えば、音楽専科の講師が小規模校を何校か担当するケースがあるのですが、その場合、勤務時間が決められているということで、授業だけを行って、職員会議や学校教育計画などを決定する会議などには参加しないと聞いたことがあります。しかし、いじめられている子どもの相談に乗るスクールカウンセラーであれば、学校や学級担任との連携は非常に大事になってくると思います。

学校教育課長　1週間のうち、何日かはA校、何日かはB校という勤務になると思います。

委員　その場合、1日その学校で勤務するというのでしょうか。

学校教育課長　5日間、全てに一つの学校で勤務することは難しいことかもしれませんが、1日は一つの学校で勤務することになります。

委員　スクールカウンセラーは、このような問題の専門家だと思いますが、決まった時間だけ学校に行って相談に乗るというのでは、効果は上がらないと思いますし、学校の雰囲気を理解して、学級担任、教科担任との連携をとり、子どものことをよく理解することが必要であると思います。

教育長　この事業は新規事業ですが、香川県が実施主体となっていて、詳細な部分はまだ決まっていないのではないのでしょうか。

学校教育課長　これは、小学校に関する新規事業ですが、中学校では既に実施されていて、先ほど、私が申したような対応をしています。

委員　香川県が実施主体で、高松市が2分の1の予算を負担するということが記載されているのですね。

学校教育課長　小学校で実施する場合も、中学校に準じた対応がされると考えていま



す。

委員 図書館指導員にも同じことが言えるのですが、1年ごとに勤務する学校が異動になるのではなく、その学校をよく知るために、続けて勤務することが大事になってくると思いますが、そのような対応は難しいのでしょうか。

学校教育課長 できる限り継続して勤務できるように配慮しているのですが、それぞれの事情もあり、必ずしもそのようにいかない部分もあります。

委員 この予算額から考えると、常勤ではなく、非常勤となるのでしょうか。

学校教育課長 1週間につき何時間という勤務形態になります。

委員 このスクールカウンセラーは、専業として勤務するのでしょうか。それともほかに職業を持たれている方が勤めているのでしょうか。

学校教育課長 医者や大学の先生などの仕事を持たれた方が、臨床心理士の資格を持って行っている場合もありますが、専業として行っている方もいらっしゃいます。

委員 配布資料に「屋嶋城跡石垣整備事業」があり、その中に「石垣写真測量」というものがありますが、どのようなものが説明してください。

文化部次長 屋嶋城跡の石垣を組み直す目的で、データを取るために、上空から写真を撮影するものです。

委員 写真撮影に約500万円という金額は、高額な気がしますが。

文化部長 無人ヘリコプターを使い撮影する写真であることも、高額である一因だと思います。

文化部次長 撮影範囲が約750平方メートルにも及びますし、城壁で細長いものですから、かなりの枚数を撮影します。また、平面、立面の図化経費も含まれていません。

委員 「研究指定校研究費」について、「国語力向上のための拠点校推進事業」と「我が国の伝統文化を尊重する教育の実践モデル事業」は、高松市立学校の3校が国と県との指定を受けたということでしょうか。

学校教育課長 そうということです。

委員 その指定は、平成19年度において初めて受けるのでしょうか。それとも、すでに指定を受けていたのでしょうか。

学校教育課長 これらの事業は、既に指定を受けていました。

---

報告事項2 「平成19年第1回高松市議会定例会について」

教育部長および文化部長から，平成19年第1回高松市議会定例会の答弁要旨等について説明。

< 質疑 >

( 発言する者なし )

---

報告事項3 「新設統合第一小・中学校（仮称）の校訓について」

学校教育課長から，新しい学校づくり協議会において承認された新設統合第一小・中学校（仮称）の校訓「自立・友愛・創造」について説明。

< 質疑 >

委 員 統合対象となった5校の校訓は，どのようなものでしょうか。

学校教育課長 そのことは別添資料に記載されているのですが，小学校は校訓の無い学校が多く，対象となっている3小学校にも校訓はありません。城内中学校にも校訓はありませんが，光洋中学校には，「誠実」という校訓があります。その下段に，他校の校訓が記載されていますが，それらを参考にしつつ，新しい学校にふさわしいものとして，学校教育部会で検討された案の中から提案したものを，新しい学校づくり協議会において承認された校訓が，今回，報告している「自立・友愛・創造」です。

委 員 光洋中学校の校訓である「誠実」が含まれていませんが，そのことについての意見は上がらなかったのでしょうか。

学校教育課長 もともと校訓が無い学校もありますので，新しい校訓を作るという立場で考えていただいたと思っています。校訓の決め方ですが，まず言葉を絞り込んでいって，それらをどのような順番に並べるか検討した結果，今回のものに決定されました。

委 員 小学校低学年には難しいかもしれませんが，小中一貫教育として，9年間

学習していく中で身に付いていけば、素晴らしいことだと思います。先日、紫雲中学校の卒業式に出席しましたが、校訓である「自主独立」という言葉が多く出てきました。やはり、校訓というものを大切にしており、生徒たちの背景にきちんとあ  
るのだと感じました。

学校教育課長 小中一貫校でありますので、小学校1年生には分かりにくいのではない  
かという意見もあったのですが、きちんと理解ができなかったとしても、そのよ  
うなイメージを小学校1年生から持つておくということも一つのあり方だと思いま  
す。また、低学年の児童には、「めざす子ども像」というやさしい言葉で働きかけて  
いけばいいのではないかという意見もあり、現在、「めざす子ども像」を検討してい  
る段階です。校訓は、格調の高いものが良いという地域の方の意見もありましたの  
で、今回のものに決定されました。

---

#### 報告事項4 「平成18年度高松市高等学校等入学準備金貸付および平成19年度高 松市奨学生の選考について」

学校教育課長から、平成18年度高松市高等学校等入学準備金貸付および平成19年  
度高松市奨学生の選考結果について説明。

##### < 質疑 >

教 育 長 入学準備金の貸付けについてですが、経済的に困っている方がいて、その  
ような方が基準に該当するのであれば、予算の範囲を超えるものであっても貸付け  
の対象にするべきで、場合によっては補正予算を組んででも、高校へ入学するた  
めに必要な方のために、予算を確保していくのが本来の考え方ではないでしょうか。

学校教育課長 年度当初に貸付けを行っていますので、補正予算での対応というこ  
とは難しい面がありますが、来年度予算では、全員に貸し付けられるだけの予算を確  
保していきたいと思います。

教 育 長 貸付けを受ける資格があったとしても、予算を超えるからといって断るの  
ではなく、予算が無くて貸付けができないから、これだけの予算が必要であると財  
政当局へ要望し、基準に該当する方全員に貸し付けられるように努力する姿勢が必  
要であると考えます。

教育部長 予算要求段階で、条例の改正を行いましたので、どの程度の申請があるかという見通しははっきりしない中で、増額した予算要求を行ったのですが、厳しい状況の下での査定がありました。実際の申請者数は、昨年度を大幅に上回りました。それに関しては、見込みが甘かったと言われるかもしれませんが、今後は、予算の範囲内で貸付けを行うというのではなく、基準に該当する方に対しては、貸付けを行えるように対応していきたいと考えています。

教 育 長 この制度は、あくまでも貸付けであり、支給するものではありません。資料にあるように申込者29人全員が資格要件を満たしているのであれば、29人全員に対して貸し付けられるようにしておかなければならないのではないのでしょうか。29人のうち、17人しか貸し付けられないのでは、資格要件を満たしたのに貸付けを受けられなかった方が12人もいることになります。このようなことがないように、財政当局にも状況を十分に理解してもらった上で、対応していかなければ、この制度の意味を問われてしまいます。

委 員 貸付金の償還は、きちんに行われているのでしょうか。

学校教育課長 最近では、厳しく対応しているのですが、古いものの中には、不十分なものもあります。連帯保証人を取っているのですが、連帯保証人も居所不明で連絡が取れないような状況もあります。

委 員 もう一つの奨学金制度は、償還の必要は無いのでしょうか。

学校教育課長 支給ですから、償還の必要はありません。

委 員 奨学金制度の選考基準に「身体の健康な者」、「学業が優秀で性行の善良な者」というものがありますが、健康や学業が優秀なことは必要な基準でしょうか。申請があれば誰にでも支給するというのでは、予算的な問題もあると思いますので、何らかの基準で選考しなければならないと思いますが、この制度自体が経済的に苦しい方のためのものであるなら、健康状態や学業成績に関係無く選考すべきではないのでしょうか。この制度に健康や成績に関することが、必然的に付いてくるものなのかどうか検討の余地は無いのでしょうか。

学校教育課長 健康状態に関してですが、この制度は、高等学校に進学する生徒に奨学金を支給する制度でありますので、高校生活を過ごし、学業に励むことができるということで、健康に関する条件を設けています。

委 員 勉強をしたい子どもが、経済的な理由から高校に行くことができないこと

は、かわいそうなことです。から、学びたい子どもに対する支援を行うこれら二つの制度は、素晴らしいものだと思います。ただし、注意をしなければならないのは、そのお金が本当に子どものために活かされているかどうかということです。学業が優秀という基準は、本当に学びたいという意欲があれば、それぞれの子どもの力に応じた成果が出ていると思いますので、必要なことではないでしょうか。

学校教育課長 2年前までは、健康診断書の提出も要件としていたのですが、このことについては問題があるということで、現在では、健康診断書の提出を廃止し、学校長の判断により身体が健康で学業が優秀な者の推薦をしてもらっています。

委員 ここに書かれている「身体の健康な者」のとらえ方ですが、どんな運動でも自由にできるという意味での健康ではなく、高校生活を過ごすことができるという意味での健康でしょうから、例え身体に障害がある子どもでも、サポートによって高校生活を過ごすことができるのであれば、選ばれる対象となるということですね。

学校教育課長 事務局としては、その子どもがどのような障害を持っているかなどの把握はしておらず、学校長から、3年間の高校生活を過ごせるような健康状態であるということで推薦をしていただいております。その上で、判断を行っています。

教育長 この奨学金制度についても、資格のある子どもができる限り支給を受けられるように、教育委員会事務局から財政当局に強く申し入れていただきたいと思います。資格があるにも関わらず、申請者の半数が支給を受けられないのでは、高松市の教育に対する姿勢を問われると思います。ただし、先ほども注意すべきこととして意見が上がっていたように、申請があれば誰に対してでも支給するという意味ではなく、支給を行う際は、厳しい選考を行う必要はあると思います。

---

#### 報告事項5 「平成19年度管理の重点・指導の重点について」

学校教育課長から、学校教育全般の指針を示した「平成19年度管理の重点・指導の重点」について説明。

< 質疑 >

委員 配布資料に「支持的雰囲気のある集団づくりの工夫や改善」という言葉が

あるのですが、支持的雰囲気とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

学校教育課長 学級の中で、子どもが孤立しないように子どもたち同士が存在感を確かめ合い、一人ひとりの存在価値を認め合うような集団という意味で、支持的雰囲気のある集団という言葉を使っています。

委員 支持的雰囲気という言葉は、教育関係者の間では一般的に使われているのでしょうか。

委員 昔から、教育現場でよく使われていた言葉です。

委員 「支持」という言葉からは、権力者が支持するなどといったイメージが浮かぶのですが。

教育部長 ここでは、支え合うという意味で使われています。

委員 植木などで、添木をして支えることを支持すると言いますが、そのような意味で使われているということでしょうか。それなら「支え合う雰囲気」と表現してもいいと思いますが、実際に「管理の重点、指導の重点」を使用する先生方に意味が通じているのであれば、この表現でも良いと思います。

学校教育課長 仲間づくりということを念頭に置いて、「支持的」という言葉を使用しています。

委員 支え合い、助け合うなどといった、いろいろな意味が込められているということですね。

---

#### 報告事項6 「高松第一高等学校耐震化計画（案）について」

高松第一高等学校事務長から、高松第一高等学校の耐震化計画（案）について説明。

< 質疑 >

委員 音楽棟の耐震診断結果が記載されていませんが、どういう理由によるものなのでしょうか。

高松第一高等学校事務長 音楽棟は、現在の耐震基準以降に建設されたものでありますので、耐震診断を実施していません。

委員 資料の耐震化計画（案）には、c評価である図書館への対応が書かれていませんが、どのように対応する予定でしょうか。

高松第一高等学校事務長 原則として、危険度の高いa評価、b評価のものを中心に耐震補強を行っていくことを考えています。

---

報告事項7 「市民文化センター「子育て集会室・子育て談話室」の開設について」

市民文化センター館長から、市民文化センター内に平成19年4月25日に開設する「子育て集会室・子育て談話室」について説明。

< 質疑 >

( 発言する者なし )

---

委員長が、日程第7 議案第29号から日程第10 議案第4号までの4件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを、各委員に諮り、非公開とすることに決する。

---

日程第7 議案第29号

議案第29号 「高松市教育委員会公印規則の一部改正について」

< 非公開審議，内容不記載 >

---

日程第8 議案第30号

議案第30号 「高松市教育委員会事務局規程等の一部改正について」

< 非公開審議，内容不記載 >

---

日程第9 議案第31号

議案第31号 「高松市教育委員会職員採用及び吏員任用試験規程の一部改正について」

< 非公開審議，内容不記載 >

---

日程第 10 議案第 4 号

議案第 4 号 「新設統合第一小・中学校（仮称）の校名および愛称について」

< 非公開審議，内容不記載 >

---

日程第 11 質疑事項

委員長および総務係長から，教育委員行政視察（京都市）の結果について報告。

文化部次長から，平成 19 年 4 月 28 日に開館する香川図書館の開館記念式典について教育委員へ案内。

学校教育課長から，高松市立栗林小学校の児童数推計および校区内のマンション建設の状況について説明。

学校教育課長から，文部科学省職員を職員研修のため，紫雲中学校へ受け入れたことについて説明。

午後 5 時 30 分 閉会

議決事項

「平成 19 年度高松市の教育基本方針について」

「高松市体育指導委員の委嘱について」

「高松市文化財の指定について」

「菊池寛記念館名誉館長の委嘱について」

「高松市教育委員会公印規則の一部改正について」

「高松市教育委員会事務局規程等の一部改正について」

「高松市教育委員会職員採用及び吏員任用試験規程の一部改正について」

「新設統合第一小・中学校（仮称）の校名および愛称について」